

被留置者の留置管理に関する訓令

平成19年6月22日
本部訓令甲第11号

〔沿革〕 平成20年1月本部訓令甲第1号、21年8月第16号、23年2月第2号、7月第13号、24年7月第7号、26年3月第8号、27年3月第5号、28年3月第6号改正

(概要)

この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「法」という。)その他の法令に定めるもののほか、留置業務の適正な管理運営及び被留置者の処遇の適正を図るため、必要な事項を定めたものである。